**平成２８年（フ）第１５３号**
盛岡市北天昌寺町19番20号
債務者　**徳**井　亜希
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第９７３号**
福岡市城南区樋井川３丁目６番１―207号、前住所福岡市南区西長住１丁目４番25号
債務者　武内　利樹
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１０４１号**
福岡市早良区百道１丁目28番２―405号
債務者　川原田富朗
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舞田　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１０５７号**
福岡県糸島市前原南２丁目６番49号　101
債務者　川上　良一（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　是枝　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１１２１号**
福岡県大野城市仲畑４丁目６番32―604号　レジデンス御笠
債務者　田中　直美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　道成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第９２７号**
福岡県太宰府市朱雀４丁目15番26―101号
債務者　蟻川登久子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１１２３号**
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目165番地
債務者　片岡　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第３５８号**
神奈川県相模原市中央区矢部３丁目26―11ストークハイツ201号、住民票上の住所兵庫県西宮市六軒町10番１―301号　グリーンソワレ
債務者　林田　裕志
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯松　永典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１７３号**
群馬県高崎市上並榎町545番地１
債務者　阿部　義一
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　妙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第１６０８号**
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目10番５―1004号　ライトタウン茅ヶ崎
債務者　丹治　　浩
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第２１号**
宮城県石巻市鹿又字新八幡前18番地２　シャルムメゾン202号、前住所宮城県石巻市鹿又字中山10番地１　高橋アパート６号
債務者　北野　正成
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第２２号**
宮城県石巻市鹿又字新八幡前18番地２　シャルムメゾン202号、前住所宮城県石巻市鹿又字中山10番地１　高橋アパート６号
債務者　北野　　瞳
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第３９号**
宮城県石巻市穀町１番８号
債務者　齋藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第９３１号**
埼玉県幸手市東３丁目14番31号　ハートフルハウス　A、旧住所埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番７―801号
債務者　篠山　　靖
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３７号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2658番地１
債務者　海老原佳緒
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２３４号**
大阪府岸和田市荒木町１丁目６番32号
債務者　鳶志こと　橋口　健作（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第２５８号**
大阪府泉大津市豊中町２丁目３番７号プライムヒルズＣ―101号
債務者　神山つぐみ
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係